

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

京都光華の校名「光華」は、「清澄にして光り輝くおおらかな女性を育成したい」との願いを込めて名付けられました。仏教の経典『仏説観無量寿経(ぶっせつかんむりょうじゅきょう)』に、「その光、華の如し。また星月(しょうがつ)の虚空(こくう)に懸處(けんしょ)せるに似たり」という一節があります。浄土の清澄な智慧の光は、華のように、星や月のように、心の闇を破り常に私たちを明るく照らしてくださる、という意味です。また、校訓「真実心」は、「仏の心」のことで、「慈悲の心」と言い換えることができます。「慈悲の心」とは、おもいやりの心、寄り添う心、他者への配慮、共に支え合う心のことです。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

本学は、仏教精神である智慧と慈悲によって、向上心、潤いの心、感謝の心という「光華の心」を持つ女性の育成を目指します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

① 大学の教育目的及び研究目的

本学は教育基本法に基づき、学校教育法に定める大学として学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、仏教精神により円満なる人格を涵養し、もって有為なる女性を育成することを目的とする。

② 大学/学科の教育目的及び研究目的

ア キャリア形成学科

女性としての生き方・働き方を確立し、多様な業界・業種で活躍できる就業力を持つ女性を育成します。その実現のために、自立した女性職業人としてキャリアを継続、発展できる力や汎用的なスキルを習得し、組織で活動するために必要なビジネス基礎知識とマネジメント技法を習得する。また、プロジェクト型の学習を通じて、スキルや知識を実践で活用する応用力を習得し、チームで協働して新たな価値を生み出す組織運営力や企画推進力を発揮できる人材を育成します。

イ 健康栄養学科

管理栄養士専攻は、生活習慣病の予防に関する健診後の栄養指導面、医療現場におけるチーム医療に関わる臨床栄養面について、その知識・技術の資質向上を目指し、より実践的な栄養学を推進していくことができる管理栄養士を育成します。健康スポーツ栄養専攻は、生活習慣病の予防に関して、生涯を通して実践できるさまざまな運動の指導と、栄養・食生活指導との一体的なプログラムの開発や、効果的な教材の開発、社会的な普及・啓発活動を推進していく人材を育成します。

ウ 看護学科

仏教看護の理念を背景に、豊かな人間性と高度な看護学の知識・技術及び倫理観を持つ、自立した資質の高い看護専門職として看護師・保健師・養護教諭の育成を図ります。その

実現のために、保健・看護・福祉・医療を包括した地域の人の健康に貢献し、対象者の視点に添う質の高い看護サービスの提供が求められることから、環境の変化に応じた教育内容を整備し、学生が仏教精神による豊かな感性及び高い倫理性を備え、自律して問題解決能力を可能とする看護実践能力をも習得した人材を育成します。

エ 心理学科

心理学科では、「心理・社会的なデータ収集と解析方法の習得」、「社会（組織）人としての問題発見・解決スキルの習得」、「コミュニケーション・人間関係形成能力の習得」、「心理的または福祉的な専門援助法の習得」の4つの教育目標を通し、地域社会と発展的に関わっていける人材の育成を目標とします。その実現のために、心理学の専門性に基づく能力の習得を通して、心の健康という観点から人と社会（組織）に関わっていける実践力を身につけた人材を育成します。

オ 医療福祉学科

社会福祉専攻では、建学の精神である仏教精神に基づいた深い人間理解と人間尊重の精神を基礎に、社会福祉を総合的・学際的に教育することを基本的な考え方とし、社会福祉、医療、リハビリテーション等に関心を持ち、社会福祉を中心にして、それらに関連する知識・技術・倫理の学修を目指す人材を育成することを目標とします。言語聴覚専攻では、臨床医学、臨床心理学や高次脳機能障害学、実証的な言語障害学の学習を基盤としつつ、言語発達学、聴覚障害学など言語聴覚療法に必要な学問を学際的に広範かつ実践的に学び、言語聴覚士国家試験受験資格を取得し、合格後言語聴覚士として医療や福祉・教育現場で活躍しうる人材を育成します。

カ こども教育学科

こども教育学科では、幅広い教養、子どもの特性とその教育・保育に関する深い専門知識ならびに高い教育・保育実践力を持った教員・保育者を養成します。そのために、総合的な子ども研究とその成果による教育を推進します。さらには、そうした知識や技術を活かす基盤として、建学の精神である思いやりの心、すべての人との縁を大切に作る心、幼きを慈しむ心を以て、子どもや保護者あるいは関係諸機関と適切で緊密なコミュニケーションを取り得る人材を育成します。

③ 短期大学の教育目的及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、実際の職業に必要な専門の学芸を教授し、大学教育の普及と成人教育の充実に務め、仏教の精神によって人格を陶冶し、もって広く文化に貢献する有為なる女性を育成することを目的とします。

④ 短期大学部/学科の教育目的及び研究目的

ア ライフデザイン学科

自分の将来を具体的に構想し、その実現のための自覚的な学習を通じ、相手の言葉を相手の立場に立って聴くことができることと、自らの考えを自らの言葉で明確に説明できることを併せ持ったコミュニケーション力を備え、実際の生活において課題設定・情報収集・課題解決を可能とする実践的な社会人としての能力を身につけた人材を育成します。

⑤ 大学院の教育目的及び研究目的

本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とします。

⑥ 大学院/研究科の教育目的及び研究目的

ア 心理学研究科

現代社会がかかえる課題「心の豊かさの醸成」に対して、ここに発生する諸問題を心理学の視点から捉え、これを解決することをテーマとして理論的・実践的に教授研究する。その中で、心理学分野の研究者及びこれを実践する専門職を育成します。

イ 看護学研究科

療養の場において展開される看護実践の検証、実践の理論的構築、理論と実践の統合化、経験知、臨床知の具現化の試み、有益な援助方法の開発などを通して、学際的視点から研究的、創造的に看護の探究、開発に参加できる看護師、教育、研究者を育成します。

⑦ 専攻科の教育目的及び研究目的

本専攻科は、本学の目的使命に則り、社会が期待する高度な専門的知識と実践力とともに、多職種との連携調整力を備えた質の高い助産師の養成を行うことを目的とする。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、校園長会及び大学運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

⑥ 中期的な計画内容

ア 光華一貫教育の創造

建学の精神に基づく宗教教育、併設校との高大接続プログラムの充実、併設校（幼・小・中・高）への支援と連携（学園共同研究体制の構築と指導法の開発）

イ 教育・研究体制・質の向上

学部・学科・研究科等の将来構想、基幹研究の展開、学修・学生支援体制の向上、光華独自の教育・指導法（光華メソッド）の確立、他大学との連携（共同授業・研究等）の強化、就職・キャリア開発・地域連携への支援強化、研究支援体制の充実、キャンパスのグローバル化の推進

ウ 教育環境の充実

施設設備・環境整備、ICT教育環境の整備

エ 経営・運営基盤の強化

志願者増・入学者確保につながる戦略的募集・広報活動、ガバナンスコードの策定と運用、SD実施強化の検討、大学・短大における基金の創設

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

（1）理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
ア 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
ア 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
イ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
ア 学長が副学長及び学長特別補佐を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
イ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。
- ⑤ 実効性のある開催
ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の免除の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長の職務の代理について、寄附行為に明確に定めています。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事を選任

- ① 監事は、理事会において選出した候補者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、利益相反を適切に防止できる者とします。
- ② 監事の人数は 2 名以上 3 名以内とします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査基準等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。

なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ② 事業計画
- ③ 事業に関する中期的な計画
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 学長を除く設置学校の長
 - イ 設置学校の職員のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
 - ウ 設置学校の卒業生で年齢25歳以上の者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
 - エ 理事会及び理事のうちから互選により選任された者
 - オ 本法人に関係のある者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、大学学則第44条、短期大学部学則第39条、大学院学則第38条及び大学運営会議第1条に掲げる「学長が京都光華女子大学及び京都光華女子大学短期大学部の運営の基本となる事項を審議し責任ある執行を行う」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学長特別補佐・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、副学長規程において「副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて大学・短期大学部における教育・研究・社会貢献および管理運営等の重要な事項についての校務を掌る。また、学長の指示がある場合はその業務を代行する。」としています。
- ② 学長が適当と認めた場合に学長特別補佐を置くことができるようにしており、学長特別補佐規定において「学長が指示する特定の事項を担当し、学長を補佐する」としています。
- ③ 学部長の役割については、学部長規程において「学部長は、学長の指揮のもと、学部の統括・運営に関する職務を執行する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については大学運営会議に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学科等ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務を毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 委員会をはじめ FD 推進を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表
 - ア 教育研究上の目的
 - イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - オ 教育研究上の基本組織
 - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
 - キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
 - ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
 - ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
 - コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
 - サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
 - シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ス 学生が修得すべき知識及び能力
 - セ IRに関する情報
 - ソ 教職課程に関する情報

② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

1) 法人の概要

・学校法人の沿革

・設置校・学部・学科等組織

・学園事務局組織

・各設置校の入学者数・在籍者数

・各設置校の卒業者数

・各設置校の教職員数

・役員・評議員の概要

2) 主な事業計画の概要（大学院・大学・短期大学部、高校、中学校、小学校、幼稚園、幼小中高教育改革、附属施設の事業、学園）

・大学院・大学・短期大学部

・高校

・中学校

・小学校

・幼稚園

・幼小中高教育改革

・附属施設の事業

・学園

3) 施設・設備等整備事業

4) 決算

・決算概要

・決算書類

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 国際交流

イ 社会貢献・高大接続

ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

イ 経営改善計画

ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開または、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以 上